

2020年1月31日

春秋航空日本(株)

日本政府の取組を受けた当社対応について

春秋航空日本株式会社(本社：千葉県成田市、代表取締役社長：樫原 利幸、以下：SPRING JAPAN)は、中華人民共和国(以下、中国)で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する日本政府の取組を受け、以下に該当するお客さまのご搭乗を制限させて頂くことと致しました。

ご予約済みのお客さまにはご不便をおかけ致しますが、現況に鑑みた判断とご理解下さいますようお願い申し上げます。

<ご搭乗を制限させて頂くお客さま>

- ✓ ご搭乗日から遡って、14日以内に中国湖北省における滞在歴のある日本国以外の国籍のお客さま。
- ✓ 中国湖北省において発行された旅券を所持するお客さま。

<実施日>

- ✓ 2020年2月1日運航便より。

■取組内容(抜粋)

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

法務大臣は、2月1日午前0時(日本時間)から当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を持つ外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用に該当する外国人であると解するものとする。

添付：日本政府作成「各航空会社へのお知らせ」(日本語・中国語・英語)

公关备忘录

2020 年 1 月 31 日

春秋航空日本(株)

关于接到日本政府做出相关对策的我司对应

春秋航空日本株式会社（总部：千叶县成田市，总裁：樫原 利幸，以下简称“SPRING JAPAN”）接到日本政府对于发生在中华人民共和国（以下简称中国）持续扩散的新型冠状病毒的相关对策，对于满足如下受限条件的旅客将被拒绝乘机。

对于已购票的旅客所带来不便，我们深表歉意，敬请谅解。

<满足以下条件的乘客将被拒绝乘机>

- ✓ 前往日本的日期往前追溯 14 天以内，在中国湖北省逗留过的非日本籍的乘客。
- ✓ 携带并使用中国湖北省发行的中国护照的乘客。

<开始实施日期>

- ✓ 自 2020 年 2 月 1 日开始实施。

相关对策内容（摘选）

关于出入国管理及难民认定法第 5 条第 1 项第 14 号的适用人群
法务大臣颁布，于 2 月 1 日上午 0 点（日本时间）开始（结束日期未定），前往日本的日期的往前追溯 14 天以内，逗留过中华人民共和国湖北省的非日本国籍旅客，以及持有湖北省发行的中国护照的旅客，且没有特别的前往日本的理由的旅客，将满足出入国管理以及难民认定法第 5 条第 1 项第 14 号所规定的外国人。

附件：日本政府发布的《各航空公司告知书》（日、中、英）

各航空会社へのお知らせ

日本国出入国在留管理庁

下記の者については、2020年2月1日から、当面の間、特別な事情がない限り、日本に入国することができません。

- ・ 日本到着時前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人
- ・ 中華人民共和国湖北省発行の中国旅券を所持する外国人

告知

日本政府法务省
出入国在留管理厅

从 2020 年 2 月 1 号，只要没有特别的理由，就下列人员暂时不可以入境日本

- 到日本以前 14 天以内，逗留过中华人民共和国湖北省的外国人
- 携带中华人民共和国湖北省发行中国护照的外国人

Notice to Airline Companies,

Immigration Services Agency of Japan

From 1st February 2020, the following people are not permitted to enter Japan for the time being unless there are exceptional circumstances.

- Foreigners who have travelled to Hubei Province in the People's Republic of China within 14 days before arriving Japan.
- Foreigners who have Chinese passports issued by Hubei Province in the People's Republic of China.